

## 訪問看護利用料（医療保険）

医療保険の自己負担は、かかった医療費の1～3割です。尚、医療保険には月間の支給限度額はありません。

（医療保険別の自己負担割合表）

|                |        |                 |                  |
|----------------|--------|-----------------|------------------|
| 後期高齢者（75歳以上の方） |        | 1割、現役並み所得者の方は3割 |                  |
| 健康保険           | 国民健康保険 | 高齢受給者（70歳～74歳）  | 2割、現役並みの所得者の方は3割 |
|                |        | 一般（70歳未満）       | 3割（6歳未満は2割）      |

### 【基本療養費】

|  |   |
|--|---|
| 訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）<br>イ（看護師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士による場合）       | 週3日まで5,550円<br>週4日まで6,550円（厚生労働大臣が定める疾病等）   |
| Ⅱ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る研修を受けた看護師による場合 | 12,850円（月1回限度）  |
| 訪問看護基本療養費Ⅲ<br>【試験外泊】                                     | 8,500円（基本入院中1回限りの外泊時に算定、但し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回まで可）                                 |
| 難病等複数回訪問加算<br>（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別指示書の交付を受けた利用者）       | 4,500円（1日に訪問2回）<br>8,000円（1日に訪問3回以上）  |
| 複数名訪問看護加算（看護職員）  | 4,500円（週1日を限度）  |
| 特別地域訪問看護加算   | 所定額に50%加算   |
| 緊急訪問看護加算（1日につき）  | 2,650円×緊急訪問日数<br>※利用者様（ご家族）より緊急の求めに応じて主治医が訪問看護事業所に対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に算定します。 |
| 乳幼児加算（6歳未満）  | 1,500円（1日につき）   |
| 早朝訪問看護加算（6時～8時）  | 2,100円（1日に1回限度）   |
| 夜間訪問看護加算（18時～22時）  | 2,100円（1日に1回限度）   |
| 深夜訪問看護加算（22時～6時）   | 4,200円（1日に1回限度）   |

### 【訪問看護管理療養費】

|  |   |
|--|---|
| 訪問看護管理療養費<br>1 月の初回の訪問日（二）<br>2 月の2日目以降の訪問 | 7,400円（1日につき）<br>2,980円（1日につき）                              |
| 24時間対応体制加算（1月につき）                          | 6,400円 ※24時間連絡体制をとった上必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にあると地方厚生局に届け出受理されている。 |
| 特別管理加算（1月につき）                              | 利用者様の状態により2,500円又は5,000円                                    |
| 特別管理指導加算                                   | 2,000円（月1回限度）   |

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 退院時共同指導加算（1月につき）  | 8,000円（利用者様の状態に応じ月2回限度）      |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 2,000円（1月につき2回限度）            |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1   | 25,000円（※在宅の利用者のターミナルケアが対象）  |
| 訪問看護ターミナルケア療養費2   | 10,000円（※特養等の利用者のターミナルケアが対象） |
| 訪問看護情報提供療養費1★イ    | 1,500円（1月につき）                |
| 訪問看護情報提供療養費2★ロ    | 1,500円（1月につき）                |
| 訪問看護情報提供療養費3★ハ    | 1,500円（1月につき）                |

- ★イ：厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者について、市町村等から求めに応じて情報提供した場合に算定
- ★ロ：厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者で小中学校に入学・転入等で初めて学校に在籍になった利用者について、学校からの求めに応じて情報提供した場合に算定
- ★ハ：保険医療機関、老人保健施設等に入院又は入所する利用者について、訪問看護情報を提供した場合算定

【保険適用外料金】

|                  |         |
|------------------|---------|
| 死後の処置料           | 10,200円 |
| 交通費（事業所からの往復の費用） |         |
| 事業所から往復10km未満    | 100円    |
| 事業所から往復20km未満    | 200円    |
| 事業所から往復30km未満    | 300円    |
| 事業所から往復30km以上    | 500円    |